

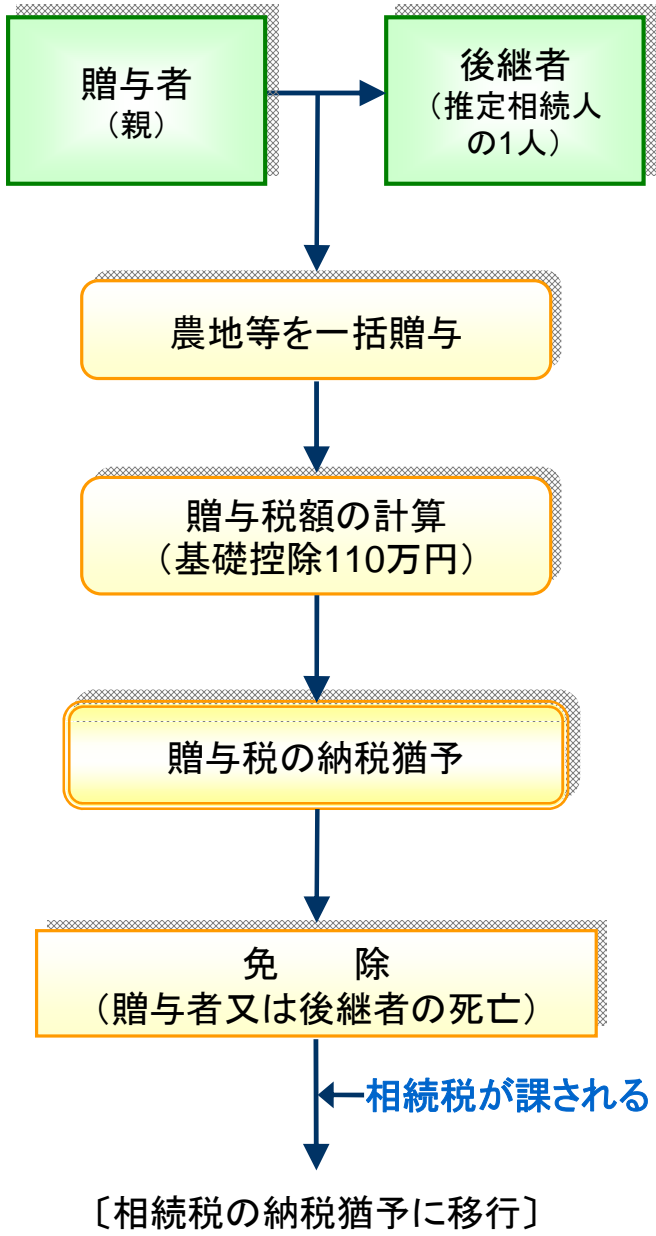
農地の贈与・相続に係る特例措置について知りたい

贈与税の納税猶予制度

～ 後継者への経営移譲を安心して進められます ～

農業を営む人（贈与者）が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の1人）に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。



贈与者の要件

- 農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

後継者の要件

- 次の要件をすべて満たすこと
- ① 贈与者の推定相続人であること
 - ② 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること
 - ③ 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
 - ④ 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと

納税猶予が打ち切りとなる場合

- ① 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け（※）、転用又は耕作の放棄があった場合
- ② 農業経営を廃止した場合 など

（※ 高度な精神障害・身体障害等やむを得ない事情により営農を継続することができない場合には、貸付けをしても納税猶予が打ち切られません。）

→ この場合には、納税が猶予されていた贈与税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

相続税の納税猶予制度

～ 意欲ある農業者に農地が円滑に継承されます ～

相続等により、被相続人の農業の用に供されていた農地又は農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」と略します。）に基づき貸し付けられていた農地を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく又は基盤強化法に基づき貸し付ける場合には、これらの農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予し、当該期限が到来したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。

納税猶予を受けるための要件

〔特例対象となる農地〕

被相続人が

- ① 農業経営をしていた農地
〔三大都市圏の特定市の市街化区域内
農地は生産緑地地区内のみ対象〕
- ② 基盤強化法に基づき貸し付けていた市街化区域外の農地

〔相続人の要件〕

- ・ 相続人が自ら農業経営を行うこと
- ※ 市街化区域外の農地については、基盤強化法に基づき貸付けを行うこともできます（特定貸付け）。

猶予税額の免除要件

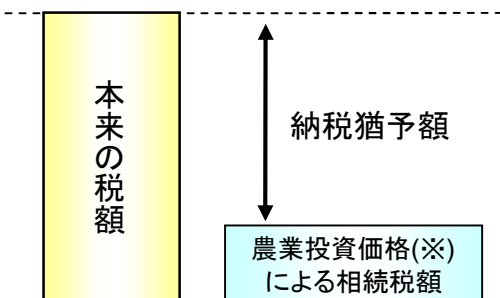
- ① 相続人が死亡した場合
- ② 相続人が後継者へ農地を生前一括贈与した場合
- ③ 市街化区域内は、相続人が20年間営農を継続した場合
〔三大都市圏の特定市の
生産緑地地区内は、終身営農〕

猶予 → 免除

納税猶予が打ち切りとなる場合

- ① 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け（特定貸付けを除く※）、転用又は耕作の放棄があった場合
 - ② 相続人が農業経営を廃止した場合 など
〔※ 特定貸付けのほか、高度な精神障害・身体障害等やむを得ない事情により営農を継続することができない場合には、貸付けをしても納税猶予が打ち切れません。〕
- この場合には、納税が猶予されていた相続税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

納税猶予額のイメージ



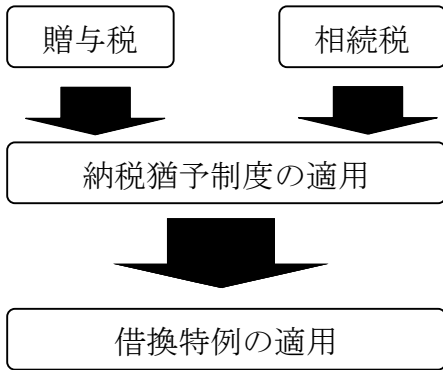
※ 農業投資価格…農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいいます（例：東京都の田であれば90万円/10a）。

○ 旧制度における納税猶予適用者について

平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地について、相続税の納税猶予制度の適用を受けている人は、平成21年度税制改正前の納税猶予制度が引き続き適用されます（旧制度は、相続人が自ら農業経営を行うことを要件として相続税を納税猶予し、20年間営農を継続したら免除するという仕組みでした）。

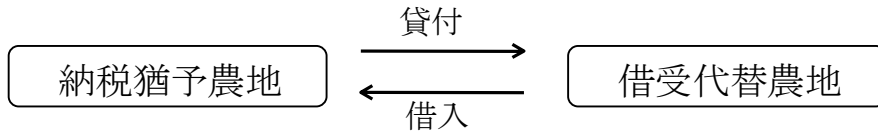
なお、旧制度の適用者も特定貸付けを行うこともできますが、特定貸付けを行った場合には、市街化区域外の農地についての免除要件が「20年間営農を継続した場合」から「相続人が死亡した場合」に変更されます。

贈与税・相続税の納税猶予制度に係る借換特例



[納税猶予制度の目的]
農地の切り売りによる経営の縮小や農地の細分化の防止

[借換特例の目的]
作付地の団地化、農地の集団化



[要件]

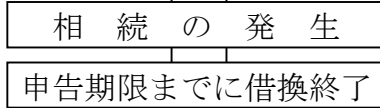
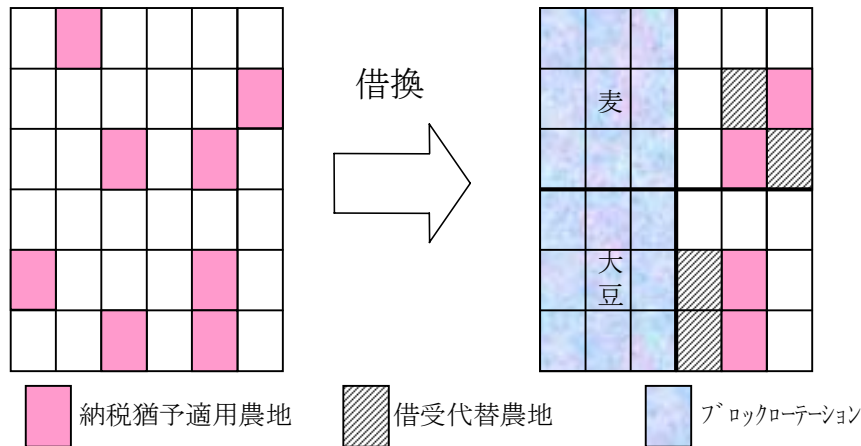
- 農用地利用集積計画により納税猶予適用農地を貸し付け、これに替わる借受代替農地（貸付農地の80%以上の面積の農地）を借り入れて営農継続 など

[適用手続き]

- 納税猶予適用農地の貸付後、2月以内に税務署長に借換届出書を提出
- 借換後、1年ごとに税務署長に借換継続届出書を提出

借換特例

<借換のイメージ>



納税猶予の継続

相続税納税猶予の適用対象

担当部署 農林水産省 経営局 構造改善課 企画班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-3501-3768